

多古町魅力活力にぎわい創出支援事業



補助金申請の手引き



多古町 産業経済課 経済振興係

☎0479-76-5404

平日 8:30~17:15

(令和6年12月)



町ホームページ

◎事業名

多古町魅力活力にぎわい創出支援事業補助金

◎目的

町内で創業や事業承継する事業者に対して、事業開始時に要する経費の一部について補助することで、新たな魅力や活力、にぎわいを創出し、商業振興や地域経済の活性化を図る。

【事業例】

- ・多古町の空き家を使って、カフェを開業したい
- ・農産物を使って6次産業化のための起業がしたい
- ・趣味や経験を活かし、スモールビジネスで起業したい
- ・両親から事業を継承するため、設備を一新したい など

◎補助対象者

- ・町内で新たに事業を開始する個人・法人
- ・すでに町外で事業を営んでおり、新たに町内に営業所を設置する個人・法人
- ・町内で現在営んでいる事業と異なる事業を、新たに町内で開始する個人・法人
- ・事業承継し、事業開始する後継者 など

◎必須要件・誓約事項

- 1 申請年度内に創業又は申請時に創業の日から 6 か月を経過していないこと。※
- 2 日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に定める産業のうち小売業、卸売業、サービス業その他これらに類する事業のうち、商業の振興、地域の活性化又はにぎわいの創出に寄与すると認められる事業であること。
- 3 創業の日から 5 年間は、事業を継続すること。
- 4 原則として 1 週間当たり 20 時間以上の営業を行うこと。
- 5 許認可等が必要な業種については、既に当該許認可等を受けていること。
- 6 多古町商工会に加入していること又は事業開始 6 か月後に加入すること。
- 7 住所又は所在地の税等に滞納がないこと。
- 8 多古町暴力団排除条例(平成 24 年多古町条例第 1 号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- 9 フランチャイズチェーン方式等による出店でないこと。
- 10 補助対象経費に係る発注は、町内業者に請け負わせること。
- 11 過去にこの補助金の適用を受けていないこと。
- 12 以上の事項に違反があったときは、速やかに町長に報告するとともに、多古町魅力活力にぎわい創出支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づく返還命令に従い、補助金を返還すること。

※申請年度内に開業することが必須要件です。

例：令和 6 年 12 月に申請

→令和 7 年 3 月 31 日までに開業

*対象となる主な例

食料品販売店、靴屋、衣料品店、雑貨店、文房具店、酒屋 など
飲食店(居酒屋を含む)、料理店、喫茶店、カフェ、和菓子・洋菓子店、旅館 など
理美容店、クリーニング店、たばこ屋、本屋、家電販売店、花屋 など

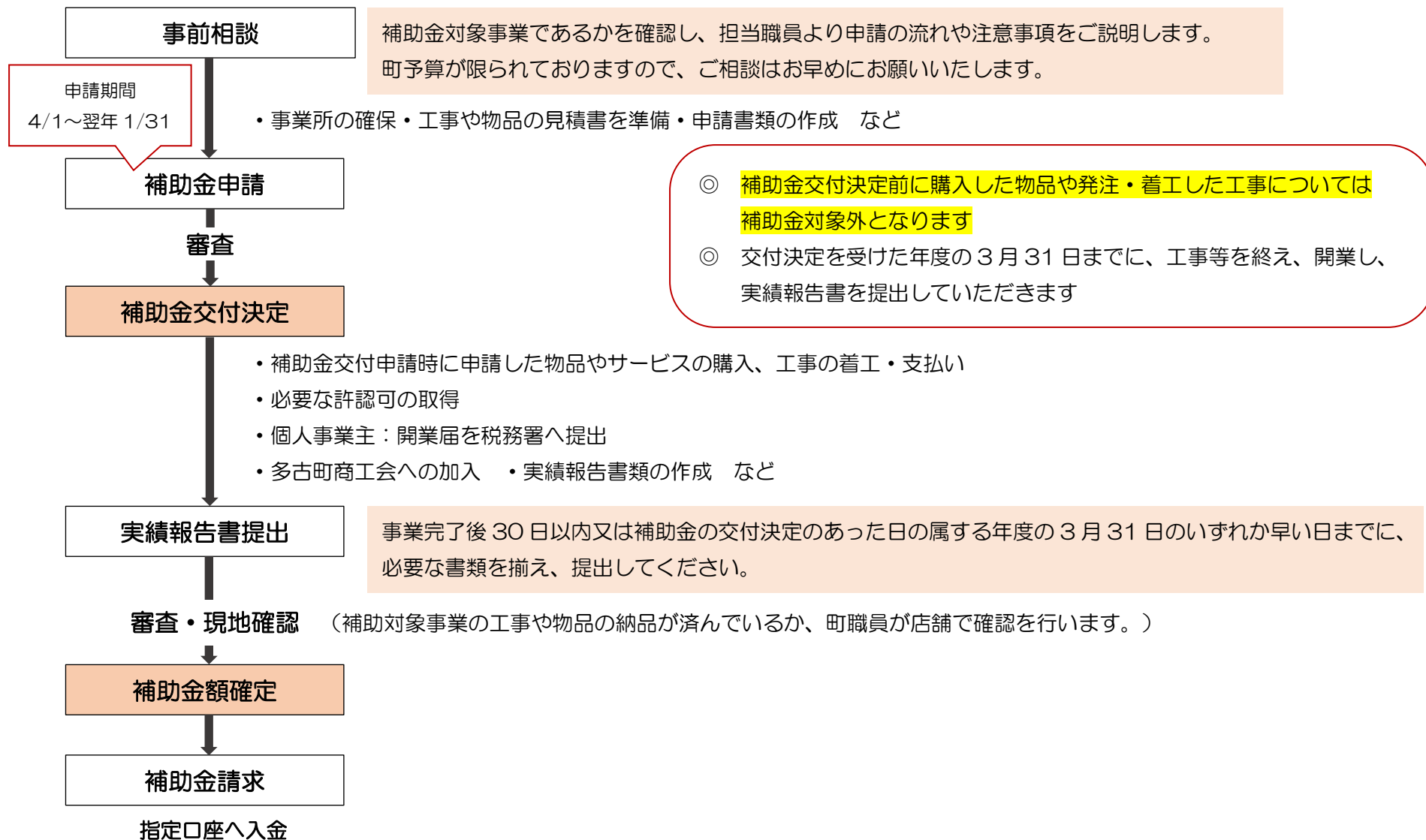
*対象とならない主な例

倉庫業、駐車場業、古紙卸売業、百貨店、総合スーパー、家事サービス業、墓地管理業、冠婚葬祭業、運転代行業、
通信販売業(EC サイト)、ハウスクリーニング業、無店舗小売業、自販機による小売業、不動産管理業、一般・産業廃棄物処理業、
労働者派遣業、宗教団体、仮設又は臨時の店舗等で恒常的ではない店舗での事業、移動販売、無人店舗の事業 など

◎補助対象経費

項目	対象経費例	対象外経費例	補助率	上限額
会社設立費用	・司法書士や行政書士など 専門家への報酬	・定款認証料 ・収入印紙代	補助対象経費の 1/2 以内	20 万円
設備費用	・機械装置や工具器具備品の 調達費用 (原則リース・レンタルでの 調達)	・ソフトウェア購入費 ・ライセンス費用 ・汎用性が高く、事業以外 にも使えるもの(パソコン、 カメラ等)	補助対象経費の 1/2 以内	50 万円
工事費用	・事務所や店舗の内外装工 事費用	・敷金、礼金、保証金等 ・火災、地震保険料	補助対象経費の 1/2 以内	50 万円 (空き店舗等を 活用する場合は 100 万円)
賃借料	・店舗の賃借料(店舗併用 住宅の場合、事業の用に供 する部分のみ)	・敷金、礼金、保証金等 ・管理費、共益費 ・駐車場賃借料 ・仲介手数料 ・火災保険料、地震保険料	補助対象経費の 1/2 以内	月額 5 万円 (通算 12 か月を 限度とする。)
広告宣伝費用	・パンフレットの印刷費用 ・看板の制作費用 ・市場調査や宣伝のための 外部人材への報酬	・宣伝広告に使った切手 代	補助対象経費の 1/2 以内	20 万円

◎手続きの流れ



◎補助金申請について

(1) 申請方法 郵送または窓口で申請できます。

①郵送申請（簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法による）

〒289-2292 多古町多古 584 番地 多古町役場 産業経済課 経済振興係 宛

②窓口申請 多古町役場 2 階 産業経済課窓口

(2) 申請書類の入手方法 ①多古町ホームページからダウンロード ②多古町役場 2 階 産業経済課窓口

(3) 申請期間 4 月 1 日から翌年の 1 月 31 日

※予算上、期間が変更となることがあります。詳しくは多古町ホームページ又は役場産業経済課へお問い合わせください。

◎申請に必要な書類

	書類	補足説明
☐	交付申請書	別記第 1 号様式
☐	実施計画書	
☐	資金計画書及び収支予算書	
☐	賃貸借契約書の写し	事業所等を賃貸する場合のみ
☐	対象経費に係る見積書の写し	
☐	登記事項証明書の写し	当該申請人が法人の場合のみ
☐	開業等届出書の写し	当該申請人が個人の場合のみ
☐	営業許可書の写し	当該申請事業が許認可を必要とする業種の場合のみ
☐	税の滞納がないことを証明できる書類	
☐	誓約書	
☐	その他町長が必要と認める書類	

◎実績報告に必要な書類

	書類	補足説明
☐	実績報告書	別記第 5 号様式
☐	収支決算書	
☐	補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し	
☐	完成写真	
☐	その他町長が必要と認める書類	

◎補助金の返還

自己都合により 5 年以上事業の継続ができなかった場合は、事業の継続期間に応じ、交付決定額に返還率を乗じて得た金額を返還金額として、返還するよう求めることがあります。

※対象者が死亡する等、やむを得ない事情による場合はこの限りではありません。

事業継続期間	返還率（交付決定額に対する比率）
1 年未満	100%
1 年以上 2 年未満	80%
2 年以上 3 年未満	60%
3 年以上 4 年未満	40%
4 年以上 5 年未満	20%

【参考】中小企業基本法上の類型

(下記URLより分類項目名、説明、内容例示を確認ください)

URL : http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

第13回改定（平成26年4月1日施行）



総務省ホームページ
(日本標準産業分)

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（繊維・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）